

指定通所介護事業所

指定介護予防・日常生活支援総合事業所

常楽園デイサービスセンター

利用契約書

様

社会福祉法人富山聖マリア会

利用開始年月日 年 月 日

____様（以下「契約者」という。）と社会福祉法人 富山聖マリア会（以下「事業者」という。）は契約者が常楽園デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される通所介護サービス、もしくは介護予防・日常生活支援総合事業サービスを受け、それに対する利用料を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1章 総 則

第1条 契約の目的

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める指定居宅サービス、もしくは介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する指定居宅サービスもしくは介護予防・日常生活支援総合事業サービスの内容・利用期間・利用時間・費用等の事項は、別冊「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

第2条 契約期間

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から6か月間とします。契約期間満了の3日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に6か月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 2 契約満了日の3日前までに契約者から事業者に対して文書により契約終了の申出がない場合には、契約は更新されたものとします。

第3条 個別の居宅サービスに係わる介護計画の決定・変更

- 1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画、もしくは介護予防・日常生活支援サービス計画（以下ケアプランという）が作成されている場合には、それに沿って契約者の個別サービス計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係るケアプランが作成されていない場合でも、個別サービス計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者等を紹介する等ケアプラン作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、個別サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係るケアプランが変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、個別サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、個別サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、個別サー

ビス計画を変更するものとします。

- 5 事業者は、個別サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条 介護保険給付対象サービス

事業者は、通所介護事業所、介護予防・日常生活支援総合事業所における介護保険給付対象サービスとして、事業者が事業所において、契約者に対して、日常生活上のお世話及び余暇活動を提供するものとします。

第5条 介護保険給付対象外のサービス

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスもしくは介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供することができます。
- 2 前項の他、事業者は、介護保険給付対象外のサービスも提供することができます。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条 運営規程の遵守

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置し、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するものとします。
- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

第7条 サービス利用料金の支払い

- 1 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割～3割）を事業者に支払うものとします。
ただし、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。
(要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます〔償還払い〕。)
- 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者はおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うもの

とします。

- 4 事業者は、前3項に定めるサービス利用料金を1か月ごとに計算し、サービス利用月の翌月指定日に届出口座から引き落としとなります。引き落とし手数料は事業所の負担となります。

第8条 利用の中止・変更・追加

- 1 契約者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合は他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第9条 利用料金の変更

- 1 第7条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第7条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う以前に説明をしたうえで、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。
- 4 一定以上の所得のある方にはサービス費を2割または3割ご負担して頂きます

第3章 事業者の義務

第10条 事業者及びサービス従事職員の義務

- 1 事業者及びサービス従事職員は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の看護職員もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為は行わないものとします。
- 5 事業者は、契約者に対する指定居宅サービスの提供について記録を作成し、その完結の日から5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するもの

とします。

- 6 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。

第 11 条 守秘義務等

- 1 事業者及びサービス従事職員は、通所介護サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前 2 項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第 4 章 契約者の義務

第 12 条 契約者の施設利用上の注意義務等

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第 13 条 契約者の禁止行為

契約者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- ・決められた場所以外での喫煙
- ・サービス従事職員又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- ・病院からの形態指示以外での食べ物、職員が依頼した物以外の物品は持ち込むことはできません

第 5 章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 14 条 損害賠償責任

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 11 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 15 条 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ・ 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ・ 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ・ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ・ 契約者が、事業者もしくはサービス従事職員の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 16 条 事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能

- 1 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第 6 章 契約の終了

第 17 条 契約の終了事由、契約終了に伴う援助

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - ・ 契約者が死亡した場合
 - ・ 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
 - ・ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - ・ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - ・ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - ・ 第 18 条から第 20 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第・号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 18 条 契約者からの中途解約

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契

約終了を希望する日の3日前までに事業者へ通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- ・第9条第3項により本契約を解約する場合
- ・契約者が入院した場合
- ・契約者に係るケアプランが変更された場合

第19条 契約者からの契約解除

契約者は、事業者もしくはサービス従事職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することが出来ます。

- ・事業者もしくはサービス従事職員が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ・事業者もしくはサービス従事職員が第11条に定める守秘義務に違反した場合
- ・事業者もしくはサービス従事職員が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ・他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第20条 事業者からの契約解除

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ・契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・契約者による、第7条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ・契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事職員もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第21条 精算

第17条第1項第・号から第・号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第12条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負っているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとし

第7章 その他

第22条 契約当事者の変更

契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、又は契約者の家族等を含む第三者に契約者

を変更することに同意します。

第 23 条 身元引受人

- 1 身元引受人は本規約に基づく契約者の事業者に対する一切の責務につき、契約者と連帯してその履行の責任を負います。
- 2 身元引受人は前項の責任のほか、次に定める責任を負います。
 - ① 契約者が疾病などにより医療機関に入院する場合に入院申込、費用負担などの入院手続きを円滑に遂行すること
 - ② 本契約が終了した場合に、事業者と協力して契約者の状態に応じた受入先を確保すること
 - ③ 契約者が死亡した場合、速やかに遺体及び残置物の引取りなどの必要な処理を行なうこと
- 3 事業者は、契約者が入院を必要とする場合並びに本契約が終了した場合、身元引受人にその旨連絡するものとします。
- 4 契約者は、社会通念上、身元引受人を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てない事が出来ます。
- 5 事業者は契約者に身元引受人がいない場合において、本契約終了後に残置物その他の処理を行う必要がある場合は、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等の自己の管理下にある金額がある場合にはその金額と相殺できるものとします。
- 6 利用料等の支払いが遅滞した場合連帯として支払うこと

第 24 条 身体拘束ゼロへの対応

身体拘束について行なわないことといたしますが、介護保険指定基準上の要件（切迫性、非代替性、一時性）を満たす場合でも、利用者本人や家族にできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めます。

第 25 条 事故発生時の対応

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者の係る居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を講じ、その原因を解明し、発生を防ぐものとします。

第 26 条 サービス改善

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からのご意見やご要望を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

サービス改善に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応をするため「サービス改善第三者委員」を設置しています。

第 27 条 個人情報について

常楽園は、そのサービス業務上取り扱う個人情報については、サービス業務遂行以外の利用目的に

使用しないものとします。

第 28 条 苦情処理について

事業者は、その提供したサービスに関する契約者又は利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 29 条 協議事項について

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

第 30 条 合意管轄について

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、契約者および事業者は、契約者の住所地を管轄する裁判所を第一裁判所とすることを、予め同意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者・事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

年 月 日

事業者住所 富山県富山市星井町二丁目5番地

事業者名 社会福祉法人 富山聖マリア会

代表者名 理事長 廣瀬 康夫 印

役 職 名

説明職員者 印

契約者

私は、以上の契約の内容について説明を受け、その内容を理解し本契約に署名します。

住 所

氏 名

契約者の家族等署名

下記の理由により契約者の意思を確認した上で、上記署名を代行しました。

署名代行理由

住 所

氏 名

契約者との関係 (続柄)

電 話

保証人(身元引受人)

住 所

氏 名

電 話

連帯保証人

住 所

氏 名

電 話